

議案第32号

阿久根市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

阿久根市議会会議規則の一部を改正する規則を別紙のとおり定める。

令和6年3月26日提出

議会運営委員会委員長 牟田 学

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）が改正されたことから、議会のデジタル化に対応する等のため、規則の一部を改正しようとするものである。

(別紙)

阿久根市議会会議規則の一部を改正する規則

阿久根市議会会議規則（昭和42年阿久根市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第1章 会議

- 第1節 総則（第1条－第13条）
- 第2節 議案及び動議（第14条－第19条）
- 第3節 議事日程（第20条－第24条）
- 第4節 選挙（第25条－第33条）
- 第5節 議事（第34条－第47条）
- 第6節 秘密会（第48条・第49条）
- 第7節 発言（第50条－第66条）
- 第8節 表決（第67条－第77条）
- 第9節 公聴会及び参考人（第78条－第84条）
- 第10節 会議録（第85条－第89条）

第2章 委員会

- 第1節 総則（第90条－第94条の2）
- 第2節 審査（第95条－第111条）
- 第3節 秘密会（第112条・第113条）
- 第4節 発言（第114条－第125条）
- 第5節 委員長及び副委員長の互選（第126条・第127条）
- 第6節 表決（第128条－第138条）

第3章 請願（第139条－第145条）

第4章 辞職及び資格の決定（第146条－第150条）

第5章 規律（第151条－第159条）

第6章 懲罰（第160条－第165条）

第7章 協議又は調整を行うための場（第166条－第166条の2）

第8章 議員の派遣（第167条）

第9章 補則（第167条の2－第168条）

第3条中「また」を「、また」に改める。

第7条中「すべて」を「全て」に改める。

第9条第2項本文中「ときは」の次に「、会議に宣告することにより」を加え、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であつて緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。

第14条第1項中「理由」を「、理由」に改める。

第15条中「再び」を「、再び」に改める。

第19条第1項中「承認を要する」を「許可を得なければならない」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

第19条第2項及び第3項中「承認」を「許可」に改める。

第27条中「（選挙の宣告）」を削る。

第29条中「、職員の点呼に応じて」を「、議長の指示に従つて」に、「投票を備付けの投票箱に投入する」を「投票する」に改める。

第31条第3項中「聞いて」を「聴いて」に改め、同条に次の1項を加える。

4 投票の効力に係る法第118条第6項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第37条第1項中「（請願の委員会付託）」を削り、「聞き」を「聴き」に改める。

第44条第2項中「審査」の次に「又は調査」を加え、「（付託事件を議題とする時期）」を削る。

第45条第2項中「ときは」の次に「、議会の承認を得て」を加える。

第50条第1項及び第52条第1項中「すべて」を「全て」に改める。

第55条第1項中「すべて」を「全て」に改め、同条第2項中「発言を」を「、発言を」に改める。

第64条中「（質疑の回数）」及び「（質疑又は討論の終結）」を削る。

第67条中「とろう」を「採ろう」に改める。

第70条第1項中「とろう」を「採ろう」に改め、同条第2項中「がたい」を「難しい」に、「とらなければ」を「採らなければ」に改める。

第71条第1項中「とる」を「採る」に改める。

第74条中「（議場の出入口閉鎖）」、「（投票用紙の配布及び投票箱の点検）」、「（投票）」及び「（投票の終了）」を削り、「（開票及び投票の効力）」を「第1項から第3項まで」に改め、「（選挙結果の報告）」及び「（選挙関係書類の保存）」を削る。

第76条ただし書中「とらなければ」を「採らなければ」に改める。

第77条第1項中「とらなければ」を「採らなければ」に改め、同条第2項中「とる」を「採る」に改め、同条第3項中「すべて」を「全て」に、「とる」を「採る」に改める。

第1章中「第9節 公聴会、参考人」を「第9節 公聴会及び参考人」に改める。

第80条第1項中「いう。）は、」の次に「前条の規定により」を加える。

第85条第1項中「記載し、又は記録する」を「記載する」に改め、同条第2項中「又はこれに準ずる」を「その他議長が適当と認める」に改める。

第86条中「（会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあっては、電磁的方法による提供を含む。）」を削る。

第87条中「（発言の取消し又は訂正）」を削る。

第88条中「（会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあっては、法第123条第3項に規定する署名に代わる措置をとる議員）」を削る。

第2章第1節中第94条の次に次の1条を加える。

（出席委員に関する措置）

第94条の2 この章における出席委員には、阿久根市議会委員会条例（昭和38年阿久根市条例第39号）の第15条第1項に規定するオン

ラインによる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会に出席している委員を含む。

第100条中「承認を要する」を「許可を得なければならない」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、会議の議題となる前においては、委員長の許可を得なければならない。

第114条及び第116条第1項中「すべて」を「全て」に改める。

第117条第1項中「議員」の次に「（以下この条において「委員外議員という」。）」を加え、「聞く」を「聴く」に改め、同条第2項中「委員でない議員」を「委員外議員」に改め、同条に次の2項を加える。

3 前2項の場合において、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、委員外議員は、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することができる。

4 前項の委員外議員が、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

第118条に次の1項を加える。

2 委員会がオンラインによる方法で開かれている場合において、委員長が、委員として発言するときは、委員長の職務を行うことができない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長の職務を行うことができない。

第125条の見出し中「朗読」を「配布」に改め、同条中「がたい」を「難い」に、「職員をして朗読させる」を「その写しを委員に配布する」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配布に代えることができる

第127条中「第1章第4節」を「前章第4節」に改める。

第128条中「とろう」を「採ろう」に改める。

第129条に次のただし書を加える。

ただし、オンラインによる方法で出席している委員は、この限りでない。

第131条の見出し中「起立」の次に「又は挙手」を加え、同条第1項中「とろう」を「採ろう」に、「起立させ」を「起立又は挙手させ」に改め、「起立者」の次に「又は挙手者」を加え、同条第2項中「起立者」の次に「若しくは挙手者」を加え、「がたい」を「難しい」に、「とらなければ」を「採らなければ」に改める。

第132条第1項中「とる」を「採る」に改める。

第135条中「（投票用紙の配布及び投票箱の点検）」、「（投票）」及び「（投票の終了）」を削り、「（開票及び投票の効力）」を「第1項から第3項まで」に改め、「（選挙結果の報告）」を削る。

第137条ただし書中「起立」の次に「又は挙手」を加え、「とらなければ」を「採らなければ」に改める。

第138条第1項中「とる」を「採る」に改め、同条第2項中「すべて」を「全て」に、「とる」を「採る」に改める。

第139条第2項中「及び」を「並びに」に、「名称と」を「名称及び」に改め、同条第5項中「承認」を「許可」に改め、同条に次の1項を加える。

6 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となった後においては議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

第141条第1項ただし書中「議長において常任委員会又は議会運営委員会に付託する必要がないと認めるときは、この限りでない」を「常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。

第141条第3項中「みなす」を「みなし、それぞれの委員会に付託する」に改める。

第142条に次の2項を加える。

3 前項の場合において、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、紹介議員は、オンラインによる方法で説明することができる。

4 前項の紹介議員が、オンラインによる方法で説明することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

第143条第1項中「意見を付け、」を削り、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。

第144条中「これを請求」を「、これを請求」に改める。

第145条中「、その内容が請願に適合する」を「議長が必要があると認める」に改める。

第149条中「（議案等の説明、質疑及び委員会付託）」を削る。

第150条を次のように改める。

（決定の通知）

第150条 前条の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第152条中「、外とう、襟巻き、つえ」を「、コート、マフラー」に改め、同条ただし書中「議長の許可を得たときは」を「会議への出席に必要と認められる物であって議長にあらかじめ届け出たものについては」に改める。

第157条中「資料、新聞紙、文書等の印刷物」を「資料等」に改める。

第159条中「すべて」を「全て」に改める。

第160条第2項ただし書中「（秘密の保持）」を削る。

第161条中「（議案等の説明、質疑及び委員会付託）」を削り、同条の次に次の1条を加える。

（代理弁明）

第161条の2 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わって弁明させることができる。

第7章中第166条の次に次の1条を加える。

（協議等の場の開催方法の特例）

第166条の2 前条の協議等の場については、大規模な災害等の発生等又は重大な感染症のまん延により、その構成員が開会場所に参集することが困難と認めるときは、オンラインによる方法で協議

等の場合を開くことができる。

- 2 前項の場合において、開会方法その他必要な事項は、委員会条例の例による。

第9章中第168条の前に次の2条を加える。

(電子情報処理組織による通知等)

第167条の2 議会又は議長若しくは委員長（以下この条及び次条第1項において「議会等」という。）に対して行われる通知のうちこの規則において文書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（次項及び第6項並びに次条において「文書等」という。）により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第4項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

- 2 議会等が行う通知のうちこの規則において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。

- 3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。

- 4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時（第20条、第66条、第86条、第125条、第140条第1項及び第141条第1項の規定による議員に対する通知にあつては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子

的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時）に当該者に到達したものとみなす。

- 5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知（以下次項において「議会等通知」という。）のうちこの規則において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること（以下この項において「署名等」という。）が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。
- 6 議会等通知に関し対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の議会等通知のうちに第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該議会等通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による作成等）

第167条の3 この規則の規定（第28条第1項（第74条において準用される場合を含む。）を除く。）において議会等が文書等を作成し、又は保存すること（次項において「作成等」という。）が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定

めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。

- 2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。